

城陽スマートインターチェンジ（仮称） 地区協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、城陽スマートインターチェンジ（仮称）地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、城陽スマートインターチェンジ（仮称）（以下「スマートIC」という。）の設置にあたり、スマートICの社会便益、整備方法、管理・運営方法や安全性、採算性等について、検討・調整するとともに、供用後も引き続き、スマートICの安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増を図るため、安全性、採算性、管理・運営形態等についてフォローアップすることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる内容について検討及び調整を行う。

- (1) スマートICの社会便益に関すること。
- (2) スマートIC及び周辺地区の交通安全に関すること。
- (3) スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- (4) スマートICの構造及び整備方法に関すること。
- (5) スマートICの管理、運営等に関すること。
- (6) 広域的検討結果の反映。
- (7) スマートICの名称（案）に関すること。
- (8) スマートICの運用開始後の社会便益、安全性、利用交通量、管理、運営に関すること。
- (9) その他スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる会員により構成する。

2 会員については、協議会の同意を得て追加変更できるものとする。

(会長及び職務代理)

第5条 協議会には会長を置く。

2 会長は、城陽市長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(任期)

第6条 会員の任期は、第2条に掲げる目的を達成するため必要な期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認める場合は、協議会の同意を得て、会員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会長が認める場合は、第1項の規定にかかわらず、書面による協議会とすることができる。

(経費)

第8条 協議会の運営に要する費用は、城陽市が負担する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、城陽市まちづくり活性部新名神推進課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月27日から施行する。

(別表)

地区協議会 会員一覧

国土交通省近畿地方整備局道路部道路計画第二課長
国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長
西日本高速道路株式会社関西支社総務企画部企画調整課長
西日本高速道路株式会社関西支社新名神京都事務所長
京都府建設交通部道路計画課長
京都府山城広域振興局山城北土木事務所長
京都府警察本部交通部交通規制課長
京都府警察本部交通部高速道路交通警察隊長
京都府城陽警察署長
城陽商工会議所会頭
城陽市観光協会会長
近畿砂利協同組合理事長
富野校区自治会連合会会長